

食品ロス削減推進計画の策定について

1. 食品ロス削減推進計画とは

地域の特性を踏まえた食品ロスの削減取組を推進し、国民運動とするため、食品ロス削減推進法に基づき（努力義務）、各都道府県及び市町村が策定する計画。

2. 国の状況

- ・令和元年 10 月 食品ロス削減推進法施行（令和元年 5 月 31 日公布）
- ・令和 2 年 3 月 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針策定

3. 青森県の状況

推進計画を盛り込んだ第 4 次青森県循環型社会形成推進計画を令和 2 年度に策定。

・推進計画の構成

- ①目標（詳細は下表のとおり）
- ②現状及び基本的な方向
- ③施策の方向性及び各主体の取組

推進計画の目標	令和 12 年度
一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合	令和元年度比 50%
食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合	80%

4. 今後の予定

市では、ごみ排出量の減量のため推進計画を策定することとし、その内容について環境審議会に諮る予定。なお、県と同様、一般廃棄物処理基本計画の中に推進計画を位置づけることとしたい。

- 令和 3 年 10 月 諮問（環境審議会）、食品ロス削減推進計画素案の審議
 12 月 食品ロス削減推進計画修正案の審議
 <12 月下旬～1 月中旬 パブリックコメント>
 令和 4 年 2 月 食品ロス削減推進計画最終案の審議
 最終案取りまとめ
 3 月 答申（環境審議会）、策定